

6 報告書関係について

1 報告書の提出内容と提出期限については、次のとおりとする。

	マルチル資金融資実績報告書	融資実行報告書	融資状況報告書 総括表
提出内容	毎月末現在	実行月分	6月末現在 9月末現在 12月末現在 2月末現在 3月末現在
提出期限	翌月の10日 ※10日が小樽市の休日を定める条例（平成4年条例第42号）第1条第1項第1号及び第2号（以下「市の休日」という。）に該当するときは、市の休日の翌日とする。		

2 融資状況報告

<p>(1) 融資状況報告書（様式1）</p> <p>① 市のチェックは、前回の融資状況報告書と比較対照して行うため、記載者名が順不同にならないよう注意すること。</p> <p>② 新規実行分、書き換え、期間延長、条件変更、延滞、代位弁済などについては、欄外にその旨を記載すること。</p> <p>③ 「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」適用により条件変更をしたものについては、償還延滞状況欄の「円滑化法適用」に○印をつけること。</p> <p>④ 金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定をし、条件変更を行ったものについては、償還延滞状況欄の「支援機関の支援による事業計画策定」に○印をつけること。</p> <p>⑤ 延滞の場合は、必ず金額（延滞元金）を記載すること。</p> <p>⑥ 完済の場合は、報告書に残高「0」の記載をして報告するものとし、次回の報告より抹消するものとする。</p> <p>※ 欄内に記載できない場合は、欄外に完済者氏名、完済日、その他必要事項を記載するものとする。</p> <p>⑦ 返済方法が月賦償還、一括払い以外の場合は、欄外に「変則扱い」の表示をすること。</p> <p>⑧ 手形貸付の期間延長で、当初融資実行日が変わらない場合、当初の日付を変えないこと。事務処理上困難な場合は、訂正の形で当初の日付を明示すること。</p> <p>⑨ 融資状況報告書の末尾には、残高合計、延滞額合計を記載すること。</p>
<p>(2) 総括表（様式2）</p> <p>総括表に記載する件数には、完済となったものの件数は含まないこと。</p>
<p>(3) 融資実行報告書（様式3）</p> <p>① 業種、資金使途、融資期間、利率、返済方法は必ず記載すること。融資実行日とそれに対する貸付利率は、一致しているか確認すること。</p> <p>② 反復融資についても融資実行報告書を提出すること。</p> <p>※ 期間延長の場合は、新規ではないので提出は不要だが条件変更の報告は必要となる。</p>
<p>(4) マルチル資金融資実績報告書（様式4）</p> <p>融資残額の件数には、当月に完済になったものは含めないこと。</p>

※ 任意の書式にて提出する場合は、同じ項目が記載されているものとする。